

## 有害物ばく露作業報告制度及びこれまでの選定経緯・対象物質について

### 1 有害物ばく露作業報告制度

- (1) 労働者の健康障害防止措置を図る上では、化学物質のリスクを把握し、それに応じた健康障害防止措置を導入することが重要である。しかしながら、中小企業等においては、リスクアセスメントの実施等事業者の自律的な化学物質管理が十分でないことから、国自らが労働者の化学物質にばく露する状況を把握し、これを基に、リスク評価を行い、リスクの程度に応じて特別規則による規制を行うことが必要である。
- (2) このため、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 100 条及び労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第 95 条の 6 に基づく「有害物ばく露作業報告制度」が平成 18 年に創設され、労働者に健康障害を生ずるおそれのある一定の化学物質を製造し、又は取り扱う作業場において、労働者に当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業を行わせた場合には、事業者は所轄労働基準監督署長に当該報告を提出しなければならないこととなっている。
- (3) 当該報告対象化学物質は、毎年度、厚生労働省告示（労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（以下「改正告示」という。））により指定している。

#### (参考)

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2・3 （略）

- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

（有害物ばく露作業報告）

第 95 条の 6 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第 21 号の 7 による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

### 2 報告対象物の選定経緯

規則第 95 条の 6 に基づく有害物ばく露作業報告の対象物については、上述のとおり、毎年度、改正告示により、指定している。平成 26 年及び平成 25 年以前の報告対象物及びその選定理由は以下のとおりである。

#### (1) 平成 26 年報告対象物質

以下の選定基準により、下表に示す 26 物質を選定した。(ただし、混合物・異性体の存在等の理由により、リスク評価手法が確立していない物は除外。他の年の報告対象物質についても同様。)

[選定基準]

- 労働安全衛生法施行令（以下「施行令」という。）別表第 9 に掲載されていること。（法第 57 条の 2 に基づく文書（SDS）交付義務対象物質（以下「文書交付対象物質」という。）
- 有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）の規制対象物質のうち、国際がん研究機関（IARC）の発がん性評価において新たに 1、2A、2B の評価となったもの。
- 有機則規制対象物質以外の文書交付対象物質のうち、IARC において新たに 1、2A、2B の評価となったもの。
- IARC において、発がん性評価が 1、2A、2B の評価となっているもの。
- 国が実施したがん原性試験、国に届け出られた有害性調査の結果において、発がん性があるか、又はあることが示唆される化学物質
- 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報において、生殖毒性若しくは神経毒性があるか、又はあることが示唆される化学物質（※1）

※ 1 GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（国連勧告））において、生殖毒性又は神経毒性の区分が 1 とされている以下の物質を選定した。

※ 2 対象物質を取り扱う事業場数、労働者数からみた影響度の大きいもの等、当該化学物質の事業場における製造・取扱い状況を踏まえて選定を行っている（他の年の報告対象物質についても同様。）。

	物	IARC 評価 (※3)	生殖毒性/ 神経毒性
1	エチレングリコール		神経毒性
2	エリオナイト	1	
3	過酸化水素		神経毒性
4	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	2B	
5	1・2-酸化ブチレン	2B	
6	ジエタノールアミン	2B	
7	ジエチルケトン		神経毒性
8	シクロヘキシルアミン		神経毒性
9	ジフェニルアミン	国が実施したがん原性試験の結果において、発がん性があることが示唆される化学物質	
10	[4- [[4- (ジメチルアミノ) フェニル] [4- [エチル (3-スルホベンジル) アミノ] フェニル] メチリデン] シクロヘキサン-2・5-ジエン-1-イリデン] (エチル) (3-スルホナトベンジル) アンモニウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット 4 B)	2B	
11	ジメチルアミン		神経毒性
12	ジルコニウム化合物 (二塩化酸化ジルコニウムに限る。)		神経毒性
13	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)		神経毒性
14	1・1・2・2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	2B	
15	テトラナトリウム=3・3'- [(3・3'-ジメトキシ-4・4'-ビフェニレン) ビス(アゾ)] ビス [5-アミノ-4-ヒドロキシ-2・7-ナ	2B	

	フタレンジスルホナート] (別名C I ダイレクトブルー15)		
16	テトラフルオロエチレン	2B	
17	トリエチルアミン		神経毒性
18	トリクロロ酢酸	2B	
19	ニッケル	2B	
20	1・3-ビス [(2・3-エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン	2B	
21	ビニルトルエン		神経毒性
22	1・4・5・6・7・7-ヘキサクロロビスクロ [2・2・1] -5-ヘプテン-2・3-ジカルボン酸 (別名クロレンド酸)	2B	
23	メチレンビス (4・1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート		神経毒性
24	硫酸ジイソプロピル	2B	
25	りん酸トリ (オルト-トリル)		神経毒性
26	レソルシノール		神経毒性

※3 IARCにおける発がん性の評価

グループ1 : ヒトに対して発がん性がある

グループ2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある

グループ2B : ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

(2) 平成25年以前の報告対象物

① 平成18年報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す5物質を選定した。

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること。
- 特定化学物質障害予防規則 (以下「特化則」という。) 等で規制されていないこと。
- IARC 評価が「1」又は「2A」であること。
- 生産量等が1000トン以上であること。

	物の名称	IARC 評価
1	エピクロロヒドリン	2A
2	塩化ベンジル	2A
3	一・三-ブタジエン	2A
4	ホルムアルデヒド	1
5	硫酸ジエチル	2A

②平成19年報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す10物質を選定した。

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- IARC の発がん性評価が「1」又は「2A」であること。
- 我が国での取扱いが確認できないもの、生産量が少ない物 (1トン以下)、副次的に発生する物であって、その発生量が少量であるもの (意図的に製造したり、取り扱ったりする物ではないため、製造・取扱量等を把握することができず、本報告制度になじまない) を除く。
- 平成18年改正告示において、IARC 評価が高いにもかかわらずリスク評価手法が確立され

ていないことによって指定されなかった物については、リスク評価を行うことができるようになったため、平成 19 年改正告示で対象とした（クレオソート油、オルトートルイジン、塩化ベンゾイル）。

	物の名称	IARC 評価
1	二・三・エポキシプロパノール	2A
2	塩化ベンゾイル	2A
3	オルトートルイジン	2A
4	クレオソート油	2A
5	一・二・三トリクロロプロパン	2A
6	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	1
7	砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）	1
8	フェニルオキシラン	2A
9	フッ化ビニル	2A
10	ブロモエチレン	2A

### ③平成 20 年報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す 44 物質を選定した。

[選定基準]

- 施行令別表第 9 に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。
  - ア IARC の発がん性評価が「1」又は「2A」のもの
  - イ EU（欧州連合）の発がん性分類において、「1」又は「2」と評価されているもの  
EU 発がん性分類
    - 1：ヒトに対して発がん性があることが知られている物質
    - 2：ヒトに対して発がん性があるとみなされるべき物質
- 平成 18 年、19 年において、我が国での取り扱いが確認できないもの、生産量が少ない物（1 トン以下）、副次的に発生する物であって、その発生量が少量であるものとして除外したもののについても、ばく露作業報告により取り扱いの有無を確認するため対象とした。

	物の名称	発がん性評価	
		IARC	EU
1	アルファ・アルファージクロロトルエン	2A	
2	イソプレン		2
3	ウレタン	2A	2
4	二・三・エポキシプロピルフェニルエーテル		2
5	オルトアニシジン		2
6	オルトニトロアニソール		2
7	オルトニトロトルエン		2
8	二クロロ一・三ブタジエン		2
9	四クロロニメチルアニリン及びその塩酸塩	2A	2
10	コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）		2
11	酸化プロピレン		2
12	ジアゾメタン		2

13	二・四ージアミノアニソール		2
14	四・四'ージアミノジフェニルエーテル		2
15	四・四'ージアミノジフェニルスルフィド		2
16	四・四'ージアミノー三・三'ージメチルジフェニルメタン		2
17	二・四ージアミノトルエン		2
18	一・四ージクロローニープテン		2
19	二・四ージニトロトルエン		2
20	一・二ージブロモエタン（別名EDB）	2A	2
21	一・二ージブロモー三ークロロプロパン		2
22	ジメチルカルバモイル＝クロリド	2A	2
23	N・Nージメチルニトロソアミン	2A	2
24	ジメチルヒドラジン	2A	2
25	一・四・七・八ーテトラアミノアントラキノン（別名ジスパースブルーー）		2
26	Nー（一・一・二・二ーテトラクロロエチルチオ）ー一・二・三・六ーテトラヒドロフタルイミド（別名キャプタフォル）	2A	2
27	五ーニトロアセナフテン		2
28	二ーニトロプロパン		2
29	パラーフェニルアゾアニリン		2
30	ヒドラジン		2
31	フェニルヒドラジン		2
32	一・三ープロパンスルトン		2
33	プロピレンイミン		2
34	ヘキサクロロベンゼン		2
35	ヘキサメチルホスホリックトリアミド		2
36	ベンゾ [a] アントラセン		2
37	ベンゾ [a] ピレン	1	2
38	ベンゾ [e] フルオラセン		2
39	メタンスルホン酸メチル	2A	
40	二ーメチルー四ー（二ーニトリルアゾ）アニリン		2
41	四・四'ーメチレンジアニリン		2
42	二ーメトキシー五ーメチルアニリン		2
43	りん化インジウム	2A	
44	りん酸トリス（二・三ージブロモプロピル）	2A	

#### ④平成 21 年報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す 20 物質を選定した。

[選定基準]

- 施行令別表第 9 に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。
  - ア 発がん性の知見についてこれらに平成 18・19 年の対象物質に準じる物質（IARC の発がん性評価が「2B」のもの）（19 物質）。
  - イ 学識者より「リスク評価を行うべき」とされた物・・・インジウム及びその化合物「平成 20 年化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」における「りん化インジウム」（IARC のグループ 2A）の検討において、「インジウム及びその化合物」全体についてリスク評価を行うべきとされたもの。
- 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）又は日本産業衛生学会において許容濃度が勧告され

ているもの

- ただし、POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）対象物質等国内での製造・輸入・使用が禁止されている物質については、除外。

	物の名称	発がん性評価
		IARC
1	アクリル酸エチル	2B
2	アセトアルデヒド	2B
3	アンチモン及びその化合物	2B
4	インジウム及びその化合物	りん化インジウムは「2A」
5	エチルベンゼン	2B
6	カテコール	2B
7	キシリジン	2B
8	コバルト及びその化合物	2B
9	酢酸ビニル	2B
10	酸化チタン(IV)	2B
11	一・三・ジクロロプロペン	2B
12	ジメチルーニ・ニージクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	2B
13	テトラニトロメタン	2B
14	ナフタレン	2B
15	ニトロベンゼン	2B
16	ニトロメタン	2B
17	パラ・ジクロロベンゼン	2B
18	四・ビニルーニ・シクロヘキセン	2B
19	四・ビニルシクロヘキセンジオキシド	2B
20	ヘキサクロロエタン	2B

#### ⑤平成 22 年度報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す 43 物質を選定した。

[選定基準]

ア 下記に示す選定基準に基づき選定された物 (21 物質)

- 施行令別表第 9 に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- ヒトに対する重篤な有害性を有する、又は有するおそれのある化学物質として、次に掲げる有害性があるか、又はあることが示唆される化学物質
  - (ア) 発がん性
 

GHS において発がん性の危険有害性区分 1 に該当する化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。
  - (イ) 生殖毒性
 

GHS において生殖毒性の危険有害性区分 1 に該当する化学物質であって、次のいずれかに該当するもの

    - a ACGIH が提案するガイドラインによるばく露限界値において、その根拠として生殖毒性が記載されているもの
    - b 上記 (ア) 以外の化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。
  - (ウ) 神経毒性
 

GHS において神経毒性の危険有害性区分 1 に該当する化学物質であって、次の

いずれかに該当するもの

- a ACGIH が提案するガイドラインによるばく露限界値において、その根拠として神経毒性が記載されているもの
- b 上記ア以外の化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。

(エ) その他ヒトに対して非可逆性の障害を発生させる毒性

ヒトに対して非可逆性の障害を発生させる毒性を有する（後遺症が残るもの等）化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。

イ 平成 20 年・21 年報告対象物のうち、未報告又は報告件数が著しく少なかった（報告 1 件）物についても、継続して報告を求める（21 物質）

ウ 昨年の選定基準により対象となっていた化学物質のうち報告の対象としていなかったもの（1 物質）

	物の名称
1	二アミノエタノール
2	アルファ・アルファージクロロトルエン
3	アルファメチルスチレン
4	一酸化二窒素
5	ウレタン
6	二エチルヘキサン酸
7	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
8	エチレンクロロヒドリン
9	クメン
10	グルタルアルデヒド
11	クロロメタン(別名塩化メチル)
12	ジアゾメタン
13	二・四ージアミノアニソール
14	四・四'ージアミノジフェニルスルフィド
15	一・二ージブロモ三クロロプロパン
16	N・Nジメチルアセトアミド
17	ジメチルカルバモイルクロリド
18	N・Nジメチルニトロソアミン
19	タリウム及びその水溶性化合物
20	デカボラン
21	一・四・七・ハートetraアミノアントラキノン(別名ジスパースブルー)
22	N-(一・一・二・二テトラクロロエチルチオ)一・一・二・三・六テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)
23	テトラニトロメタン
24	二硝酸プロピレン
25	五ニトロアセナフテン
26	二ニトロプロパン
27	パラフェニルアゾアニリン

28	四一ビニルシクロヘキセンジオキシド
29	フタル酸ビス(ニ一エチルヘキシル)(別名DEHP)
30	ふっ 弗化ナトリウム
31	フルオロ酢酸ナトリウム
32	プロピレンイミン
33	ニ一ブロモプロパン
34	ヘキサクロロエタン
35	ヘキサメチルホスホリクトリアミド
36	ペンタボラン
37	メタクリロニトリル
38	メタンスルホン酸メチル
39	ニ一メチル一四一(ニ一トリルアゾ)アニリン
40	メチレンビス(四一ー一フェニレン)＝ジイソシアネート(別名MDI)
41	リフラクトリーセラミックファイバー
42	りん化水素
43	りん酸トリス(ニ・三一ジブロモプロピル)

#### ⑥ 平成23年報告対象物質

以下の選定基準により、下表に示す14物質を選定した。

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- ヒトに対する重篤な有害性を有する、又は有するおそれのある化学物質として、次に掲げる有害性があるか、又はあることが示唆される化学物質
  - ア 発がん性
 

法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、がんを労働者に生じるおそれのあるものと判断された化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。
  - イ 生殖毒性
 

GHSにおいて生殖毒性の危険有害性区分1に該当する化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。
  - ウ 神経毒性
 

GHSにおいて神経毒性の危険有害性区分1に該当する化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。
  - エ 生殖毒性及び神経毒性
 

GHSにおいて生殖毒性及び神経毒性の危険有害性区分2に該当する化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。

	物の名称
1	アジピン酸
2	アセトニトリル
3	アニリン
4	三一(アルファーアセトニルベンジル)一四一ヒドロキシクマリン

	(別名ワルファリン)
5	イプシロン-カプロラクタム
6	N-エチルモルホリン
7	塩化アリル
8	オルト-フェニレンジアミン
9	ジエチレントリアミン
10	1,2-ジクロロプロパン
11	ジボラン
12	水素化リチウム
13	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
14	パラ-ターシャリーブチルトルエン

⑦ 平成24年報告対象物質

以下の選定基準により、下表に示す15物質を選定した。

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- ヒトに対する重篤な有害性を有する、又は有するおそれのある化学物質として、次に掲げる有害性があるか、又はあることが示唆される化学物質
  - ア 発がん性
 

法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、がんを労働者に生じるおそれのあるものと判断された化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。
  - イ 生殖毒性
 

GHSにおいて生殖毒性の危険有害性区分1に該当する化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。
  - ウ 神経毒性
 

GHSにおいて神経毒性の危険有害性区分1に該当する化学物質であって、専門家によって優先的に製造・取扱い状況を把握すべきであるとされたもの。

	物の名称
1	アクリル酸メチル
2	アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)
3	イソシアン酸メチル
4	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
5	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
6	塩化ホスホリル
7	クロロエタン (別名塩化エチル)
8	2-クロロフェノール
9	酢酸イソプロピル
10	臭素
11	二硝酸プロピレン
12	ピリジン
13	フルオロ酢酸ナトリウム
14	メタクリル酸
15	メタクリル酸メチル

⑧ 平成 25 年報告対象物質

以下の選定基準により、下表に示す 17 物質を選定した。

[選定基準]

- 施行令別表第 9 に掲載されていること。
- 特化則等で規制されていないこと。
- 有機則の対象物質のうち、
  - ア 国際がん研究機関（IARC）の発がん性評価が「2A」、「2B」のもの
  - イ 法第 28 条第 3 項の指針を公表しているもの
- 法第 28 条第 3 項の健康障害防止指針（がん原性指針）の対象物質
- 発がん性のおそれのある芳香族アミン
- ナノマテリアル

	物の名称
1	カーボンブラック
2	クロロホルム
3	四塩化炭素
4	1・4-ジオキサン
5	1・2-ジクロロエタン
6	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
7	ジボラン
8	N・N-ジメチルホルムアミド
9	スチレン
10	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
11	1・1・1-トリクロロエタン
12	トリクロロエチレン
13	パラ-クロロアニリン
14	パラ-ニトロクロロベンゼン
15	ビフェニル
16	2-ブテナール
17	メチルイソブチルケトン